厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表 平成29年８月４日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長　松野明広 賃金室長　嘉手納尚 電話：098－868－3421

平成29年度沖縄県最低賃金の23円引上げを答申

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄労働局長に対し、沖縄県最低賃金を中央最低賃金審議会が示した目安額をプラス１円積み上げ、**23円**引上げて、**時間額737円**に改正するのが適当であるとの答申を行ないました。

1　沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年７月３日、沖縄労働局長（待鳥　浩二）から沖縄地方最低賃金審議会（会長 宮國　英男）に対し諮問を行った。同審議会は審議の結果、８月４日、現行の最低賃金の時間額714円を23円引き上げて（引上率3.22％）、**７３７円**に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて沖縄労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の沖縄県最低賃金の改正を決定する予定で、最も早ければ平成29年10月１日(日)から発効（効力発生）する予定である。

2　沖縄地方最低賃金審議会は、最低賃金専門部会を設置し、県内の各種経済指標、賃金調査資料等による検討をはじめ、事業場視察、参考人意見聴取などを実施し、平成29年７月27日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申として取りまとめた。

3　沖縄県最低賃金は、県内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者に適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第４条違反として罰則の対象となる。

4　最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話 0120－420－780）を設けている他、「業務改善助成金」として、職場の業務の効率化（改善）に要する費用（補助率等により最大100万円）補助事業（沖縄労働局雇用環境・均等室　電話098－868－4403）を行っている。

【参考１】

最低賃金について

１．適用

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。

２．金額

次の金額は最低賃金に算入されません。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

② 臨時に支払われる賃金

③ １月を超える期間ごとに支払われる賃金

④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働手当

【参考２】

沖縄県最低賃金の過去７年の改正状況

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
最低賃金額	645 円	653 円	664 円	677 円	693 円	714 円	737 円
引き上げ額	3 円	8 円	11 円	13 円	16 円	21 円	23 円

※　H29 は決定額ではなく、答申額。

【参考３】

最賃法４条第１項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最賃法 40 条

第４条第１項の規程に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係る者に限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。